

## 国際たくみアカデミー校務事務統合管理システム構築及び保守業務委託に関する一般競争入札公告

国際たくみアカデミー校務事務統合管理システム構築及び保守業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第127条の第1項の規定により公告する。

令和4年7月19日

国際たくみアカデミー校長 森 保

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 調達する役務の名称及び数量

国際たくみアカデミー校務事務統合管理システム構築及び保守業務委託 一式

#### (2) 調達する役務の概要

ア 国際たくみアカデミー校務事務統合管理システム構築業務

イ 国際たくみアカデミー校務事務統合管理システム保守業務

#### (3) 調達する役務の仕様その他明細

入札説明書による。

#### (4) 納入期限又は履行期限

ア 契約締結日から令和5年3月31日まで

イ 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

#### (5) 納入場所

入札説明書による。

### 2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加する者は、以下に掲げる要件の全ての資格を満たさなければならない。

#### (1) 資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。

ウ 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

エ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

オ 都道府県、政令指定都市又は中核市、市町村又は私立大学及び短期大学において、同様のシステムを導入し、運用した実績があること。

カ ISO27001の認証を受けていること。

### 3 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

〒505-0004 美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3545-3  
岐阜県立国際たくみアカデミー  
電話 0574-25-2423（内線105）

#### (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和4年7月19日（火）から令和4年7月27日（水）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 3の(1)に同じ。

#### (3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の(1)まで持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和4年7月27日（水）午後5時（必着）

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和4年7月29日（金）までに通知する。

#### (4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和4年8月3日（水）午前10時（入札を郵便で行う場合には、令和4年8月2日（火）午後5時までに上記3の(1)に必着のこと。）

イ 場 所 美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3545-3  
国際たくみアカデミー会議室

#### (5) 開札の日時及び場所

3の(4)に同じ。

#### (6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

#### (7) 入札方法等に関する事項

##### ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第114条各号に該当するときは、免除する。

##### ウ 落札者の決定方法

規則第111条の規定により予定した予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、入札者の中に郵便による入札を行った者がある場合は、別に定める日時に再度入札を行う。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。また、岐阜県議会において当該契約に係る予算議案が可決されなかった場合は、入札の執行を取りやめることがある。

なお、入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札者の無効に関する事項

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(5) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約しない。また、契約後に同要綱に基づく入札資格参加停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(6) 詳細は、入札説明書による。